市内指定地域密着型サービス事業者の事故発生時の報告等に係る取扱い

１　趣　旨

市内介護保険サービス事業者のうち西予市が指定（みなし指定を含む）する地域密着型サービス事業者（以下「事業者」という。）は、西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年西予市条例第 2 号）等の規定において、地域密着型サービス事業所の利用者に対する介護保険サービス（介護保険サービスと関連して提供されるサービスを含む。以下「サービス」という。）の提供により事故が発生した場合の報告等について定められている。

この取扱いは、愛媛県が定める「介護保険サービス事業者の事故発生時の報告等に係る指針（20 長第 558 号通知）」に基づき、事故が発生したときに速やかにかつ適切に関係機関へ報告されるよう定めるものである。

２　事業者の範囲

西予市内の地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）

３　報告すべき事故の範囲

（１）報告すべき事故は、以下に掲げるものとする。

①　サービス提供中における利用者、入所者又は入院患者（以下「利用者等」という。）の怪我又は死亡事故その他身体に影響のある重大な事故

※「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出等を含む。

※「怪我」とは、医療機関の受診又は入院を要する骨折、出血、挫傷、火傷、誤嚥又はその他これらと同等のものをいう。

②　感染症又は食中毒の集団発生

③　職員（従業者）の犯罪、法令違反又は不祥事等により利用者等の処遇に影響があるもの

④　震災、風水害又は火災等の災害によりサービスの提供に影響があるもの

⑤　サービス提供中における利用者等の異食、誤薬、与薬もれ、医療処置関連（チューブ類の抜去等）の事故

⑥　その他市が報告が必要と判断した事故

（２）報告すべき事故は事業者の過失の有無は問わず、利用者等の自己過失及び第三者によるものを含む。

４　報告の手順

（１）事業者は、事故が発生したときは、速やかに（原則５日以内）担当課である西予市福祉事務所長寿介護課（以下「長寿介護課」という。）へ、原則、電子メールにより報告を行うこと。

なお、死亡事故等緊急性・重大性の高いものは、電話等により事故の状況等の連絡を行った後、電子メールにより報告を行うこと。

（２）事業者は、事故の処理が長期化する場合（例：２週間以上の入院等）は、適宜処理の途中経過について報告を行い、処理が終了した時点で電子メールにより結果報告を行うこと。

（３）長寿介護課は、事業者から報告のあった事故のうち、特に重大な事故と認められるものについて、南予地方局地域福祉課へ報告を行うものとする。

（４）上記（１）、（２）及び（３）の報告の書式は、別紙様式を標準とする。ただし、長寿介護課への報告において、事業者により別に様式が定められている場合は、それによって差し支えない。

５　その他

（１）事故とは認められないが、事故につながりかねない事案（ヒヤリハット）について、別紙参考様式を示すので、その記録を残し全従業員への周知等に活用され、事故防止に努められたい。

なお、長寿介護課に対してヒヤリハットを報告（提出）する必要はないが、定期的に記録の状況等を確認することがある。

また、事業者により別に様式が定められている場合は、それを使用して差し支えない。